

電子マニフェスト 処分業者向け項目追加説明会を開催します

令和7年4月22日付で公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省令第15号）により、電子マニフェストにおいて処分業者が行う「処分終了報告（最終）」及び「最終処分終了報告」に「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量」等の情報が追加されました。

この改正は、令和9年4月1日から施行されますが、JWNET（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）では、施行に備えてこれらの項目を任意で入力できるシステムを令和7年5月6日より公開しています。

このたび、処分業者の皆様が省令改正に円滑に対応できるよう下記要領で説明会を開催することになりました。JWNETの担当者が制度の仕組みや改正に伴うシステムの変更、利用方法等について説明し、最後に質疑応答の時間も設けております。この機会にぜひご参加ください。

記

開催日時：令和7年10月20日（月）14時～16時（13時30分受付開始）

開催場所：大阪私学会館

大阪市都島区網島6-20

アクセス JR東西線大阪城北詰駅徒歩2分

JR・京阪京橋駅、地下鉄・京阪天満橋駅から徒歩12分

※会場に駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 内容：● 制度概要
● 追加される項目について
● 再資源化等の情報パターンの概要
● 再資源化等の情報の確認 等

参加費：無料

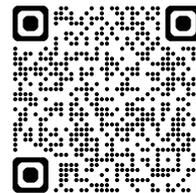
講師：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンター 担当者

申込方法

JWNETのホームページからのお申し込みとなります。

<https://e-ve.event-form.jp/event/109645/ST20251020PM>

定員（120名）になり次第締め切ります。お早めにお申し込みください。



本件担当：公益社団法人大阪府産業資源循環協会 事務局・辻岡 TEL:06-6943-4016

※なお、排出事業者、収集運搬業者の皆様もご参加いただくことは可能です。ぜひご参加ください。